

## 埼玉労働局の助成金制度をぜひご活用ください！

賃上げ

## 業務改善助成金

事業場内で最も低い労働者の賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業事業主にその設備投資等にかかった費用の一部を助成します。事前の交付申請が必要です。

【助成率】設備投資等に要した費用の3/4～9/10

【上限額】引き上げる賃金額および引き上げる労働者数に応じて30万円～600万円

※詳細は埼玉労働局ホームページへ

または「埼玉労働局 業務改善助成金」で検索



環境整備

## 働き方改革推進支援助成金

生産性を向上させ、時間外労働の削減、年次有給休暇や特別休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主にその設備投資等にかかった費用の一部を助成します。事前の交付申請が必要です。交付申請は、令和6年11月29日(金)が締切です(本助成金は国の予算額に制約されるため、11月29日以前に予告なく受付を締め切る場合があります。)

※詳細は埼玉労働局ホームページへ

または「埼玉労働局 働き方改革推進支援助成金」で検索



賃上げ

キャリアアップ助成金  
～賃金規定等改訂コース～

キャリアアップ計画を作成し、賃金規定等の増額改訂により有期雇用労働者等の賃金の引上げを実施する場合(1人当たり)に助成します。

※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も利用対象です。

【中小企業】5万円または6.5万円

【大企業】3.3万円または4.3万円

※詳細は厚生労働省ホームページへ

または「厚生労働省 キャリアアップ助成金」で検索

年収  
の壁

## キャリアアップ助成金

## ～社会保険適用時処遇改善コース～

キャリアアップ計画を作成し、短時間労働者に社会保険適用時の処遇改善(①新たに社会保険の被保険者となった際に、手当支給・賃上げ・労働時間延長を行った場合、②労働時間を延長して新たに社会保険の被保険者とした場合)を行った場合(1人当たり)に助成します。

【中小企業】①及び①②併用最大50万円、②30万円  
【大企業】①及び①②併用最大37.5万円、②22.5万円  
※詳細は左記QRから厚生労働省ホームページへ

雇入れ  
関係トライアル雇用助成金  
～一般トライアルコース～

職業経験の不足などから就職が困難な求職者等を原則3か月間試用雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用に移行した場合に助成します。

※支給対象者1人につき月額4万円(対象労働者が母子家庭の母等、

または父子家庭の父の場合は、5万円)支給。トライアル雇用期間の実績等により支給額は変更します。

※詳細は厚生労働省ホームページへ

または「厚生労働省 トライアル雇用助成金」で検索

雇入れ  
関係トライアル雇用助成金  
～障害者トライアルコース～

障害者を原則3か月間試用雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとした場合に助成します。

※支給対象者1人につき、①対象労働者が精神障害者の場合、月額最大8万を3か月、月額最大4

万円を3か月(最長6か月間)、

②(①以外の場合)月額最大4万円(最長3か月間)

※詳細は厚生労働省ホームページへ

または「厚生労働省 障害者トライアルコース」で検索

雇入れ  
関係特定求職者雇用開発助成金  
～特定就職困難者コース～

高齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワークや民間の職業紹介事業者などの職業紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた場合に助成します。

※1人あたりの支給額は、対象労働者の類型と企業規模により決定します。

※詳細は厚生労働省ホームページへ

または「厚生労働省 特定求職者雇用開発助成金」で検索

人材  
育成人材開発支援助成金  
～人材育成コース～

事業主が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成します。

※対象となる訓練等に応じ賃金助成額や経費助成率などが決まります。

※詳細は厚生労働省ホームページへ

または「厚生労働省 人材開発支援助成金」で検索



## ～助成金制度の活用事例～

### 業務改善助成金（企業概要 [従業員]7人 [事業概要]介護）

○電動昇降用モーターベッドを導入し、ベッドの移動や方向転換の操作性が向上した。患者の体位変換や排せつ等に要する介助時間が削減された。介助業務時間が短縮され、身体的負担も軽減されたため、従業員の職場環境に関する満足度が向上した。また、従業員の離職防止にもつながっていると感じている。患者によっては、手動ベッドへの入居が厳しいことがあったが、自動ベッドの導入によって、患者を受け入れられるようになり、満床が実現された。

【利用したコース】90円コース 【引上げ労働者数】7人  
事業場内最低賃金を1,040円から1,130円へ引上げ

### 働き方改革推進支援助成金（企業概要 [従業員]28人 [事業概要]児童福祉）

○食洗機とロボット掃除機を導入し、清掃業務を効率化した。食器洗いは5分程度の下洗いの時間のみに短縮された。建物内の清掃はこれまで10部屋で1日当たり3回、合計1時間20分要していた作業が、機械の拭き残し部分について手作業で行う15～20分程度のみ短縮できるようになった。

【利用したコース】労働時間短縮・年休促進支援コース

【成果目標】年次有給休暇の計画的付与の規定を導入、時間当たりの賃金額を（3%）引上げ

### トライアル雇用助成金 ～ 一般トライアルコース ～

○障害者福祉事業所において、トライアル雇用助成金を活用し、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を3か月間試行雇用し、その適性や業務遂行能力を見極めた結果、常用雇用へ移行。その後の職場定着にもつながっている。

【トライアル雇用を行った対象者】

紹介日前2年以内に2回以上離職した者（1人）

【支給額】120,000円

### キャリアアップ助成金 ～ 正社員化コース ～

○介護事業所において、有期雇用労働者を正規雇用労働者へ転換・賃金の引き上げを行うなどキャリアアップを促進する取組を実施。労働者の意欲も向上し、事業所全体の生産性も向上している。

【正規雇用労働者へ転換した有期雇用労働者数】6人

【支給額】3,420,000円

### 人材開発支援助成金助成金 ～ 人材育成コース ～

○医療事業を営む事業所において、労働者の職業能力開発を促進する観点から、外部の介護職員初任者研修（OFF-JT）を受講。専門的な知識や技能習得により、労働者の意欲・能力も向上し、事業所全体の生産性も向上している。

【人材育成訓練を行った対象者】入社8か月の者（2人）

【支給額】経費助成：51,300円、賃金助成：142,800円

### 【お問合せ先】

○業務改善助成金・働き方改革推進支援助成金：埼玉労働局雇用環境・均等部企画課 ☎048-600-6210

○その他雇用関係助成金：埼玉労働局 事業所管轄ハローワーク

ハローワークー覧

### 【注：受給対象や個別要件について】

○業務改善助成金及び働き方改革推進支援助成金は、中小企業事業主が受給対象です。

○雇用関係助成金は、雇用保険適用事業所の事業主（支給申請日及び支給決定日の時点で雇用保険被保険者が存在する事業所の事業主）が受給対象です。

○助成金を受給するためには各助成金の個別要件を満たす必要があります。

